

# 北海道医療計画素案（案）新旧対照表（第6章第3節）

資料 2 - 3

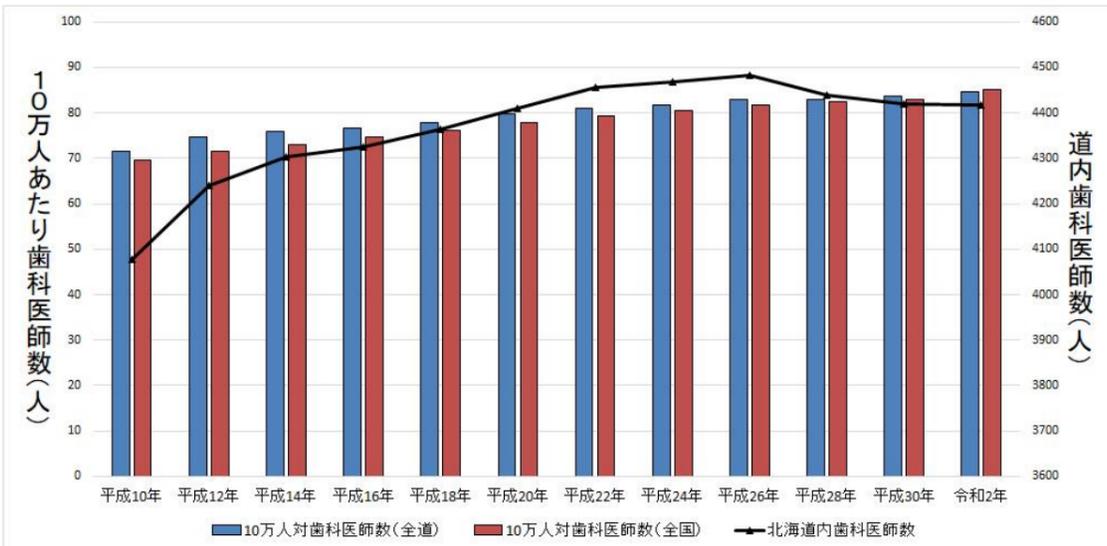
素案（案）

## 第3節 歯科医師及び歯科衛生士等

### 現状

- 道内では、令和4年4月現在、北海道大学歯学部（定員53人）及び北海道医療大学歯学部（定員80人）の2大学において歯科医師の養成が行われています。道内で就業している歯科医師数は、令和2年末現在で4,418人で、そのうち病院（医育機関附属の病院を除く）で就業している歯科医師は181人となっています。<sup>\*1</sup>  
また、人口10万対では84.6人で全国平均85.2人をやや下回っており、第二次医療圏ごとに見た場合、9割以上の圏域で全国平均以下となるなど地域偏在が生じています。
- 平成18年度から、診療に従事しようとする全ての歯科医師に対して、歯科医師免許を受けた後1年間以上の臨床研修が必修化されています。
- 歯科衛生士については、道内では、令和5年4月現在、10校の歯科衛生士養成施設（定員合計458人）において養成が行われています。道内で就業している歯科衛生士数は、令和2年末現在で6,530人、人口10万対では125.0人と全国平均113.2人を上回っていますが、第二次医療圏ごとに見た場合、半数以上の圏域で全国平均を下回るなど、地域偏在が生じています。<sup>\*2、3</sup>
- 歯科技工士については、道内では、令和5年4月現在、3校の歯科技工士養成施設（定員合計125人）において養成が行われていますが、道内で就業している歯科技工士数は、令和2年末現在で1940人となっており、平成12年の2167人をピークに減少傾向となっています。

【歯科医師数の推移】



\*1 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和2年）  
\*2 厚生労働省「歯科衛生士法第6条に基づく業務従事者届出数」（令和2年）  
\*3 厚生労働省「歯科技工士法第6条に基づく業務従事者届出数」（令和2年）

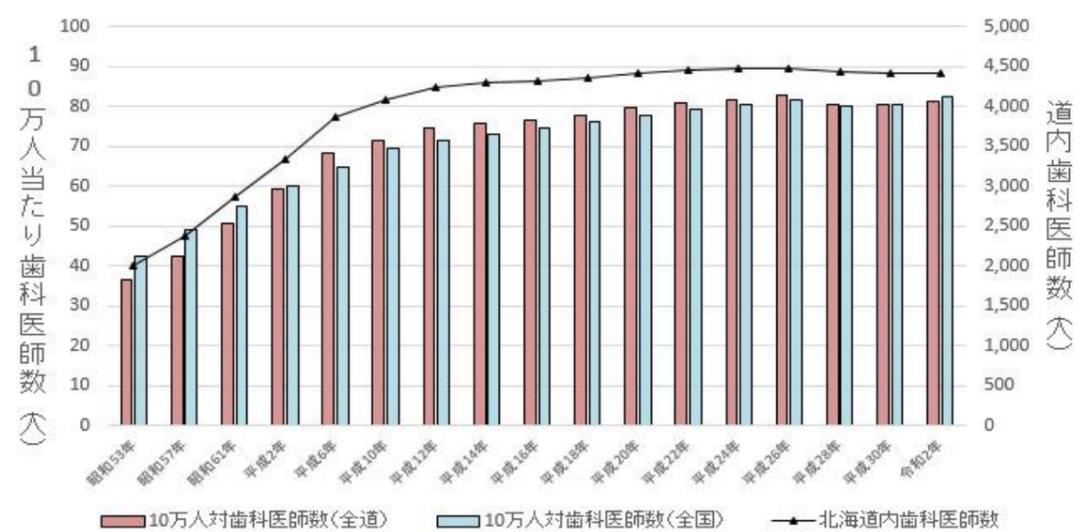
たたき台

## 第3節 歯科医師及び歯科衛生士等

### 現状

- 道内では、令和4年4月現在、北海道大学歯学部（定員53人）及び北海道医療大学歯学部（定員80人）の2大学において歯科医師の養成が行われています。道内で就業している歯科医師数は、令和2年末現在で4,418人で、そのうち病院（医育機関附属の病院を除く）で就業している歯科医師は181人となっています。<sup>\*1</sup>  
また、人口10万対では85.8人で全国平均83.0人をやや上回っていますが、第二次医療圏ごとに見た場合、8割以上の圏域で全国平均以下となるなど地域偏在が生じています。
- 平成18年度から、診療に従事しようとする全ての歯科医師に対して、歯科医師免許を受けた後1年間以上の臨床研修が必修化されています。
- 歯科衛生士については、道内では、令和5年4月現在、10校の歯科衛生士養成施設（定員合計458人）において養成が行われています。道内で就業している歯科衛生士数は、令和2年末現在で6,530人、人口10万対では125.0人と全国平均113.2人を上回っていますが、第二次医療圏ごとに見た場合、半数以上の圏域で全国平均を下回るなど、地域偏在が生じています。<sup>\*2、3</sup>
- 歯科技工士については、道内では、令和5年4月現在、3校の歯科技工士養成施設（定員合計125人）において養成が行われていますが、道内で就業している歯科技工士数は、令和2年末現在で1940人となっており、平成12年の2167人をピークに減少傾向となっています。

【歯科医師数の推移】



\*1 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和2年）  
\*2 厚生労働省「歯科衛生士法第6条に基づく業務従事者届出数」（令和2年）  
\*3 厚生労働省「歯科技工士法第6条に基づく業務従事者届出数」（令和2年）

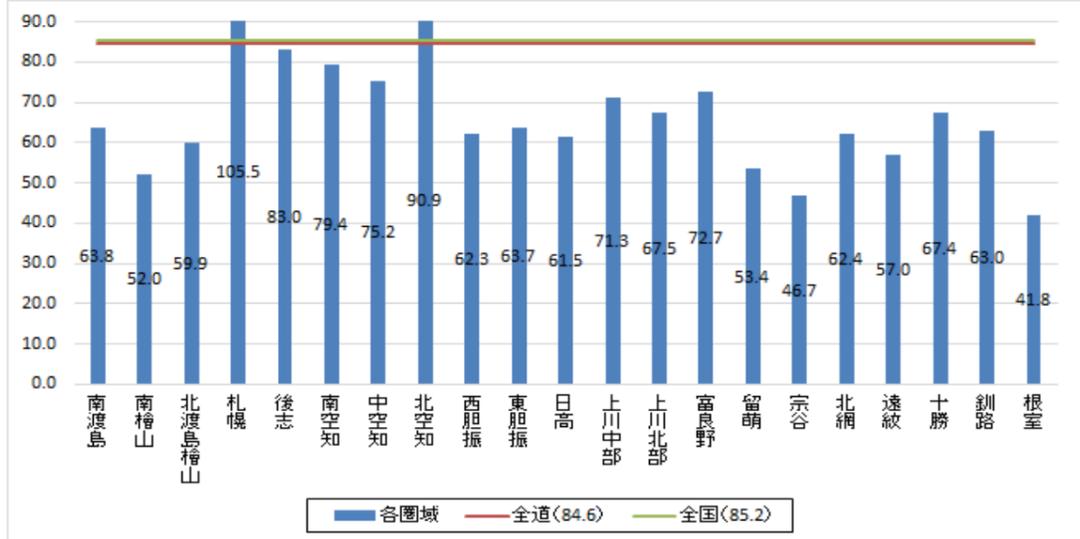
数値の修正とそれに伴う文言修正

グラフの修正

グラフの追加

【人口10万対歯科医師数（第二次医療圏別）】

令2年12月末現在（単位：人）



【人口10万対歯科医師数（第二次医療圏別）】

令和 年 月現在（単位：人）



**課題**

**（歯科医師の就業状況）**

口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になること、歯周病患者に糖尿病の発症リスクが高いことなど、口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことについて広く指摘されていることから、医科歯科連携を更に推進するためには、かかりつけ歯科医や病院歯科の果たす役割が重要となっています。また、地域偏在が認められることから、限られた歯科医療資源の有効活用が求められています。

**（歯科医師臨床研修）**

医療安全、全身管理、高齢者及び障がいのある人への対応等、歯科医療の高度化に伴い、質の高い歯科医師臨床研修の実施が求められています。

**（歯科衛生士の就業状況）**

むし歯・歯周病の予防や地域の要介護高齢者、障がい者等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士が必要となっているほか、地域偏在の解消が重要です。

**（歯科技工士の就業状況）**

歯科技工技術の高度化やデジタル化などに対応できる歯科技工士の確保が必要となっています。

**施策の方向と主な施策**

道民に対するより安全で安心な歯科保健医療サービスの確保を図るために、歯科医師や歯科衛生士の養成・確保及び資質向上を図るとともに、離島やへき地等における歯科医療従事者の確保に努めます。

**（地域医療を担う歯科医師の確保）**

地域の歯科保健医療提供体制の状況や、歯科医療従事者の配置状況の把握を行った上で、医科歯科連携や病診連携におけるそれぞれの役割を確認しながら、地域の実情を踏まえた取組を推進します。

**課題**

**（歯科医師の就業状況）**

口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になること、歯周病患者に糖尿病の発症リスクが高いことなど、口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことについて広く指摘されていることから、医科歯科連携を更に推進するためには、かかりつけ歯科医や病院歯科の果たす役割が重要となっています。また、地域偏在が認められることから、限られた歯科医療資源の有効活用が求められています。

**（歯科医師臨床研修）**

医療安全、全身管理、高齢者及び障がいのある人への対応等、歯科医療の高度化に伴い、質の高い歯科医師臨床研修の実施が求められています。

**（歯科衛生士の就業状況）**

むし歯・歯周病の予防や地域の要介護高齢者、障がい者等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士が必要となっているほか、地域偏在の解消が重要です。

**（歯科技工士の就業状況）**

歯科技工技術の高度化やデジタル化などに対応できる歯科技工士の確保が必要となっています。

**施策の方向と主な施策**

道民に対するより安全で安心な歯科保健医療サービスの確保を図るために、歯科医師や歯科衛生士の養成・確保及び資質向上を図るとともに、離島やへき地等における歯科医療従事者の確保に努めます。

**（地域医療を担う歯科医師の確保）**

地域の歯科保健医療提供体制の状況や、歯科医療従事者の配置状況の把握を行った上で、医科歯科連携や病診連携におけるそれぞれの役割を確認しながら、地域の実情を踏まえた取組を推進します。

また、歯科医師の確保が特に困難な離島やへき地に対する歯科医師の派遣を行うとともに、北海道地域医療振興財団による歯科医師の確保を促進します。

**(歯科医師の資質向上)**

医科歯科連携の重要性の高まりやかかりつけ歯科医の役割拡大に対応できる歯科医師を確保するため、北海道歯科医師会等と連携を図りながら、専門的研修などの取組を推進します。

**(歯科医師養成への支援)**

大学歯学部等の養成機関における学生実習及び歯科医師臨床研修施設等の臨床研修に協力するなど、歯科医師の養成確保を促進します。

**(歯科衛生士の育成)**

むし歯・歯周病の予防を始め、地域の要介護高齢者、障がいのある人等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士を確保するため、北海道歯科衛生士会などの関係団体と連携し、就業継続等の促進を図りながら、資質向上の取組を推進します。

**(歯科技工士の育成)**

歯科技工技術の高度化やデジタル化などに対応できる歯科技工士を確保するため、資質向上の取組を推進します。

また、歯科医師の確保が特に困難な離島やへき地に対する歯科医師の派遣を行うとともに、北海道地域医療振興財団による歯科医師の確保を促進します。

**(歯科医師の資質向上)**

医科歯科連携の重要性の高まりやかかりつけ歯科医の役割拡大に対応できる歯科医師を確保するため、北海道歯科医師会等と連携を図りながら、専門的研修などの取組を推進します。

**(歯科医師養成への支援)**

大学歯学部等の養成機関における学生実習及び歯科医師臨床研修施設等の臨床研修に協力するなど、歯科医師の養成確保を促進します。

**(歯科衛生士の育成)**

むし歯・歯周病の予防を始め、地域の要介護高齢者、障がいのある人等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士を確保するため、北海道歯科衛生士会などの関係団体と連携し、就業継続等の促進を図りながら、資質向上の取組を推進します。

**(歯科技工士の育成)**

歯科技工技術の高度化やデジタル化などに対応できる歯科技工士を確保するため、資質向上の取組を推進します。